中小企業にお勤めをされている勤労者の方を対象に、 当初5年間の貸付金利を0.2%引き下げる特例措置を 実施しています!

中小企業にお勤めの方が「財形持家融資」を利用しやすくするため、常用労働者数が300人以下の企業にお勤めの方が、新たに財形持家融資を申し込む場合、当初5年間は、通常の貸付金利から0.2%を引き下げる特例措置を行っています(中小企業勤労者貸付金利引き下げ特例措置)。

お申し込みには期限がありますのでご留意ください。

■貸付金利

当初5年間は、お申込いただいた時点で適用される通常の金利から、0.2%引き下げた 金利が適用されます。 貸付金利0.67%→**0.47%** [平成30年7月1日現在]

■お申込み受付期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの新規申込みが対象です。 この期間内でも、申込み状況などにより、特例措置を終了する場合があります。

■特例措置を受けることができる方

通常の財形持家融資の融資条件を満たしており、かつ「常用労働者数が300人以下の企業にお勤めの方」であれば今回の特例措置を受けることが可能です。 ただし、子育て勤労者支援貸付金利引き下げ特例措置との併用はできません。 なお、財形持家融資制度のご利用に当たっては、勤務先がこの制度を導入している必要があります。この制度は、独立行政法人 勤労者退職金共済機構が実施しています。

詳しくは下記へお問い合わせください



独立行政法人**勤労者退職金共済機構**☎ 03-6731-2935

http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php

財形持家融資制度がない会社でも、勤務先から住宅についての援助(負担軽減措置)を受けることができる方は、独立行政法人住宅金融支援機構(融資物件が沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫)が実施する「財形住宅直接融資」に、個人で申し込める場合があります。 なお、リフォームを目的としたローンの場合は負担軽減措置の有無にかかわらず申込みが可能です。

● 財形直接融資のお問い合わせ

独立行政法人 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

2 0120-0860-35(通話料無料) (048-615-0420)



厚生労働省・独立行政法人勤労者退職金共済機構